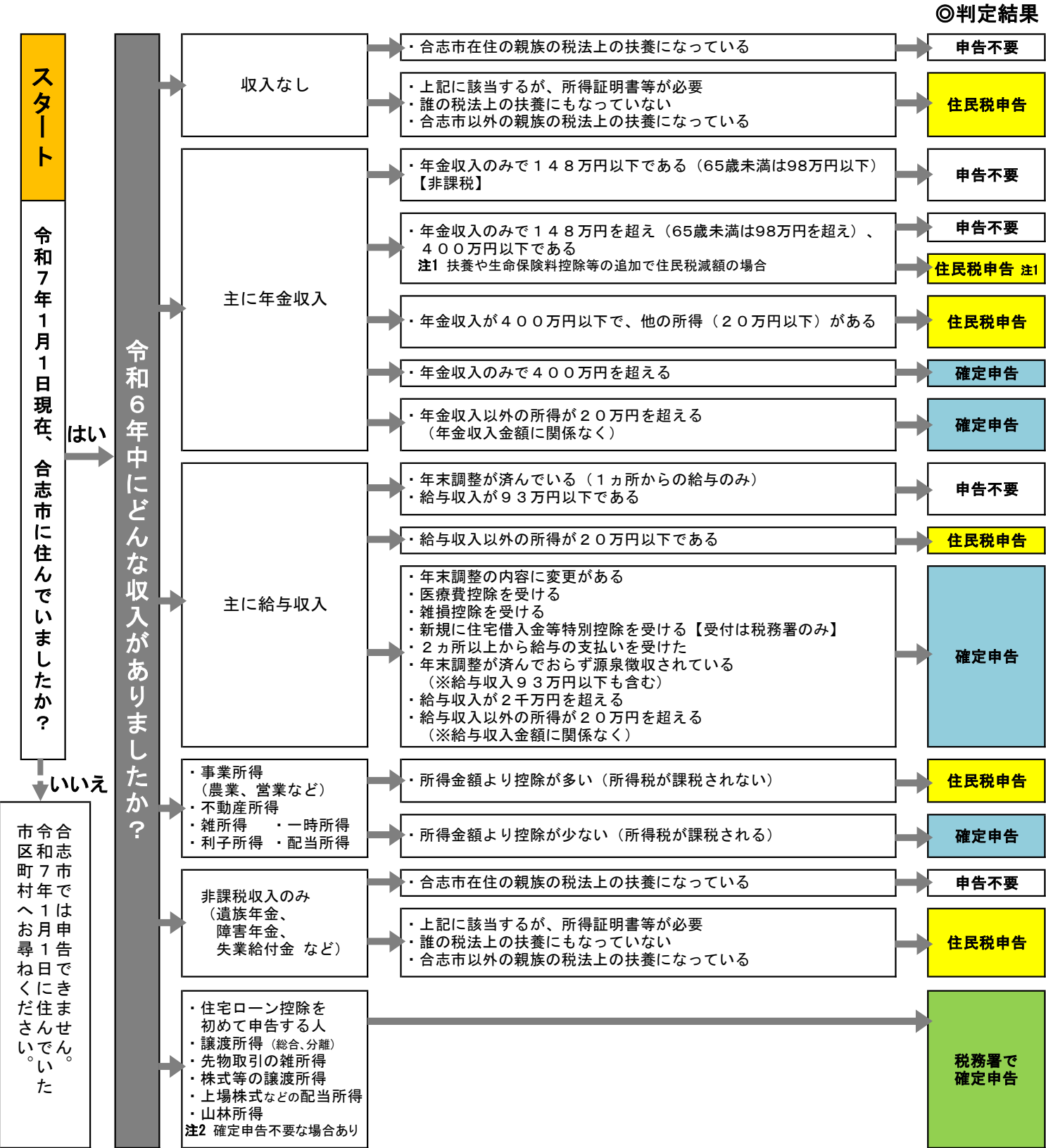


◎確定申告・市県民税申告 フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。当てはまらない場合もあります。
- ・年齢は令和6年12月31日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
- ・下表により確定申告が必要と判定されても、所得税額が0円の場合は確定申告不要です。【住民税申告は必要】
- ・住宅借入金等特別控除を受ける初年度の方は、確定申告が必要です。【受付は税務署のみ】
- ・確定申告をするとワンストップ特例制度は適用されません。寄付金控除を含めた確定申告が必要です。



※確定申告期間中は、市でも確定申告及び住民税申告の受付を行ないますが、収入等の内容によって市での申告受付が難しいと判断される場合は、税務署での申告をお願いすることがあります。